

労働保険・社会保険（厚生年金・健康保険）への加入手続きはお済みですか？

➤ 以下の要件に当てはまる場合は労働保険・社会保険が適用され、加入手続きが必要です。

1 労働保険（労災保険・雇用保険）の適用要件

- 労働保険は、**労働者を1人でも使用している事業場**に適用されます。
- 適用事業場は、労働保険への加入手続きが**法律で義務づけられています**。

※本社のほかに工場、支店などがあれば、原則、それぞれについて加入手続きが必要です。
※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、加入は任意です。

- 労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者をいいます。

- **労災保険は、全ての労働者が対象**となります。
- **雇用保険は、次の①及び②をいずれも満たす労働者が対象**となります。

① 週の所定労働時間が20時間以上

② 継続して31日以上雇用見込み

2 社会保険（厚生年金保険・健康保険）の適用要件

- 社会保険は、**会社（事業所）単位**で適用となります。
- 次の事業所は、社会保険への加入が**法律で義務づけられています**。

すべての**法人事業所**
(被保険者1人以上)

法令に定める17業種※の**個人事業所**
(常時従業員を5人以上雇用している)

※サービス業の一部（飲食業、宿泊業、理美容業等）、農林業、水産業、畜産業などは対象となりません。

- **適用事業所に使用される人で、次の①または②に該当する人**は、厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

① 1週間の所定労働時間と1月間の所定労働日数がフルタイムの労働者の4分の3以上である場合

例：フルタイムの労働者が週40時間働いている場合に週30時間以上働いている方

② ①以外で、以下の4つの要件を全て満たす場合

- (a) 1週間の所定労働時間が20時間以上
- (b) 所定内賃金が月額8.8万円以上
- (c) 学生ではない
- (d) 従業員101人以上の会社に勤務
(2024年10月からは51人以上)

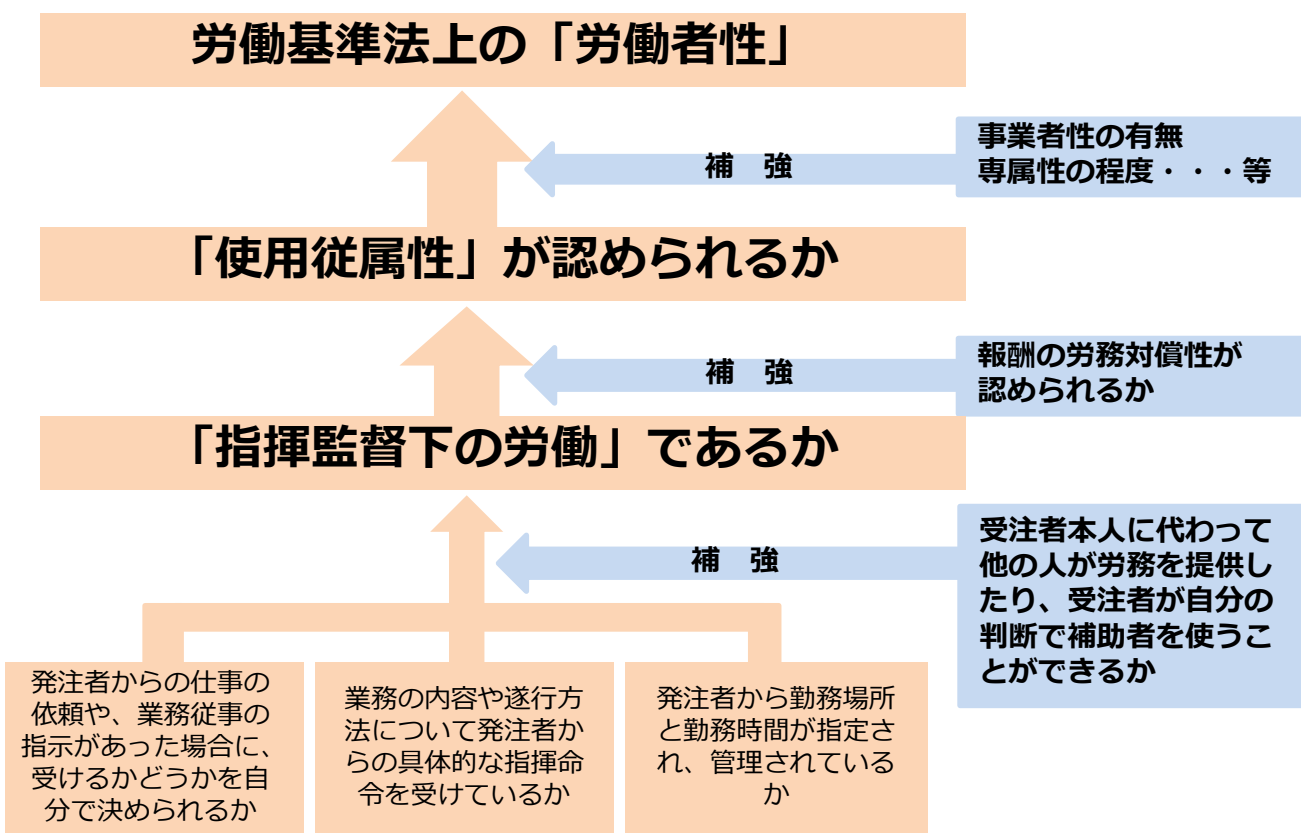
適用要件の早見表やお問い合わせ先は、裏面をご覧ください▶▶

労働保険・社会保険適用要件 早見表

| 要件等 | 労災保険 | 雇用保険 | 社会保険(個人) | 社会保険(法人) |
|-----------------|--|---|---|--|
| 適用事業所 | 適用業種 | 全業種 ※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、加入は任意です。 | サービス業の一部 (飲食業、宿泊業、理美容業等)、農林業、水産業、畜産業等を除く業種 | 全業種 |
| | 適用要件 | 労働者を使用 | 常時5人以上の従業員を使用 | 常時従業員を使用 |
| 対象者及び被保険者 | 勤務時間要件 | 全ての労働者 | 週所定労働時間 20時間以上 | 週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイムの労働者の3/4以上 ※特定適用事業所(被保険者数101人以上の企業に属する事業所)に関しては20時間以上 |
| | 勤務期間要件 | | 31日以上 | 2月超 (2月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合を含む) |
| | 年齢による資格喪失要件 | ありません | | 厚生年金保険は原則70歳に達したとき 健康保険は原則75歳に達したとき |
| 詳細はこちらをご確認ください→ | ▶労働保険の成立手続はお済みですか https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/040330-2.html (厚生労働省HP) | | ▶適用事業所と被保険者 https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/20150518.html (日本年金機構HP) | |

本表は労働保険・社会保険の適用要件についてを簡易的に示したものですので、細かい要件については詳細ページをご確認いただくか、下記窓口までお問い合わせください。

形式的には雇用契約を締結していない場合でも、労働保険・社会保険が適用される場合があります



形式的には雇用契約を締結せず、フリーランスとして請負契約や準委任契約などの契約で仕事をしている場合であっても、労働関係法令や社会保険の適用に当たっては、契約の形式や名称にかかわらず、**個々の働き方の実態に基づいて判断**します。

参考：労働基準法上の労働者の判断基準（左図）

くわしくはこちらにお問い合わせ下さい

○労働関係法令・労働保険に関するお問い合わせ先（都道府県労働局）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/pref.html

○社会保険に関するお問い合わせ先（日本年金機構）
<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/>

